各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (コートジボワール産カカオ豆の2,4-D及びタイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称 されるもの)のクロルピリホス)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和3年2月26日付け薬生食輸発0226第1号)により通知したところである。今般、輸入時のモニタリング検査において、コートジボワール産カカオ豆の2,4-Dを検出し、タイ産きのこ(HED-KRA-DANGと称されるもの)のクロルピリホスについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

1. 別添1のコートジボワールの項中、

		ı	ı		
製品検査の	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けること
対象食品等			取の方法		を命ずる具体的理
					由
カカオ豆及	-	2 , 4 - D	別表1の	平成17年1月24日付	基準値(0.01ppm)
びその加工			3による	け食安発第0124001号	を超える2 , 4 -
品(簡易な加			こと。	「食品に残留する農	Dが検出されるお
工に限る。)				薬、飼料添加物又は動	それがあるため。
				物性医薬品の成分で	
				ある物質の試験法に	
				ついて」によること。	

を追加し、

## 別添1のタイの項中、

製品検査の対	条	検査の	試験品採取の方	検査の方法	検査を受ける
象食品等	件	項目	法		ことを命ずる
					具体的理由
きのこ(HED-		クロル	別表1の3によ	平成17年1月24日付け	基 準 値
KRA-DANGと称		ピリホ	ること。	食安発第0124001号	(0.01ppm)を
されるもの)		ス		「食品に残留する農	超えるクロル
及びその加工				薬、飼料添加物又は動	ピリホスが検
品(簡易な加				物用医薬品の成分で	出されるおそ
工に限る。)				ある物質の試験法に	れがあるため。
				ついて」によること。	

を削除する。